◎新潟県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　292号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
妙高市大字楡島字屋敷添251番１から 同市大字楡島字道端315番４まで	新	(A)7.8～34.6メートル	252.0メートル
妙高市大字楡島字浦川原143番１から 同市大字楡島字道端315番４まで		(B)7.8～38.8メートル	280.9メートル
妙高市大字楡島字屋敷添251番１から 同市大字楡島字道端315番４まで	旧	7.8～8.2メートル	251.5メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。